一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会遺伝性腫瘍コーディネーター制度細則

第１章 総則

（目的）

第１条 この細則は、一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会（以下、日本遺伝性腫瘍学会という）―制度規則（以下、

「規則」という）の施行について必要な事項を定める。

（HTC/FTC 制度小委員会の委員）

第 2 条 規則第 3 条に定める HTC/FTC 制度小委員会の委員は、以下の構成とする。

・委員長および委員は、医療に関わる職種（医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、臨床検査技師など）の職

種構成を考慮して、日本遺伝性腫瘍学会理事会が推薦する。

（遺伝性腫瘍コーディネーターの申請手数料）

第 3 条 認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 遺伝性腫瘍コーディネーター審査料（書類審査+認定試験） 15,000 円

(2) 遺伝性腫瘍コーディネーター登録手数料 10,000 円（5 年間分）

(3) 遺伝性腫瘍コーディネーター更新料 10,000 円（5 年間分）

＊一旦受領した費用は、返還しない。

第２章 申請・登録

（遺伝性腫瘍コーディネーターの申請手続き）

第 4 条 遺伝性腫瘍コーディネーターの申請には以下の各号に定める書類ならびに審査料が必要である。申請に必要な書式は日本遺伝性腫瘍学会のホームページからダウンロードすることができる。

(1) 遺伝性腫瘍コーディネーター申請書（書式①）

(2) 履歴書（書式②）

(3) 本学会が主催する遺伝性腫瘍セミナー受講修了証（過去 5 年以内 3 回分） ※ロールプレイ必須

(4) 学術集会における教育講演等で発行される受講証明書（過去 5 年以内 3 回分）（書式③）

(5) 医療に関わる職種の資格を証明するものの縮小コピーを貼付した書式（書式④）

(6) 所属医療機関（申請者が大学等に所属する場合は、所属する部門）が、がん医療の実務経験の証明書

（書式⑤）

(7) 遺伝性腫瘍（がんゲノム医療を 1～2 例含んでもよい）の臨床に関連した経験症例概要計 5 症例（陪席

経験も含む）（書式⑥）

(8) 審査料（15,000 円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）（書式⑦）

(遺伝性腫瘍コーディネーターの登録手続き)

第 5 条 遺伝性腫瘍コーディネーターは、認定試験に合格し以下の登録手数料が HTC/FTC 制度小委員会事務局に送付され、認定書が発行されたことをもって完了とする。

(1) 登録手数料（10,000 円の振込）

第３章 更新

（遺伝性腫瘍コーディネーターの更新手続き） 第 6 条 遺伝性腫瘍コーディネーターの更新には有効期間中に以下の各号に定める単位の取得ならびに書類、

更新料が必要である。有効期間中に遺伝性腫瘍セミナー参加（10 単位)、学術集会におけるがんゲノム医療に関する教育講演など（5 単位)、および学術集会参加（5 単位）を各々1 回以上、計 20 単位を必須単位とし、

必須研修

と選択研修との合計 55 単位以上の取得を必要とする。

＜必須研修＊：20 単位以上＞

(1) 日本遺伝性腫瘍学会アドバンストセミナーへの参加 10 単位

(2) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会の教育講演など（がんゲノム医療に関する内容） 5 単位

(3) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会への参加 5 単位

＜選択研修＞

(4) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会での発表（演者）10 単位

(5) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会での発表（共同演者）5 単位

(6) 学会誌（遺伝性腫瘍）への論文発表（著者）10 単位

(7) 学会誌（遺伝性腫瘍）への論文発表（共著者） 5 単位

(8) 日本遺伝性腫瘍学会の主催するセミナーでの講師 10 単位

(9) 日本遺伝性腫瘍学会の主催するセミナーでのファシリテーター 10 単位

＊有効期間中に遺伝性腫瘍セミナーおよび学術集会に複数回参加した場合は、必須単位を超過する分を選択単位に充当して更新手続きが可能である。

＃細則第 4 条（3） 遺伝性腫瘍セミナー、遺伝性腫瘍アドバンストセミナーを申し込んだにもかかわらず、定

員のため受講できなかった場合は、状況に応じて「過去 5 年以内 3 回分」の期限を延長する。

＜申請に必要な書類＞

(1) 遺伝性腫瘍コーディネーター更新申請チェック票（書式⑧）

(2) 更新申請書（書式⑨）

(3) 更新単位集計表（書式⑩-1）

(4) 遺伝性腫瘍セミナー（10 単位）、アドバンストセミナー（10 単位）への参加記録（書式⑩-2）

(5) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会（ 5 単位 ）への参加記録（書式⑩-3）

(6) 日本遺伝性腫瘍学会の学術集会での演題発表、学会誌への論文の業績一覧（書式⑩-4）

(7) 遺伝性腫瘍セミナーでの講師・ファシリテーターの記録。（書式⑩-5）

(8) 実務経験症例要約（5 事例）（書式⑪）

(9) 審査料（10,000 円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）（書式⑫）

＊更新に必要な書式は、日本遺伝性腫瘍学会のホームページからダウンロードすることができる。

＊更新の延長期間は 3 年未満とし、延長期間は有効期間に含むものとする。

第４章 再交付

（遺伝性腫瘍コーディネーターの改姓、紛失等による認定書の再交付申請手続き）第 7 条 改姓、紛失等により、認定書の再交付を必要とする場合は、以下の書類を添えて申請することができる。

(1) 再交付願

(2) 本人確認書類(パスポート、運転免許証、健康保険証等のコピー)

＊改姓があった場合、いずれかの書類にて確認

(3) 再交付料（2,000 円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）

第５章 申請・更新・再交付書類の提出先と期限

（手続き書類の提出先と提出時期）第 8 条 手続きに関わる書類の提出先と受付期限は、以下のとおりである。

(1)提出先は、事務局が定めた場所とする。

⑵ 受付期限

（i） 申請の場合は毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日（当日消印有効）

（ii） 更新の場合は有効期間最終年度終了期限の約 2 ヵ月前（12 月 16 日から翌年 1 月 10 日）（当日消印有効）

（iii）再交付の場合は、随時受け付ける

（細則の改定）

第 9 条 本細則の改定は HTC/FTC 制度小委員会での決定により行うものとする。

（雑則）

第 10 条 この細則に定めるもの以外に、規則の実施に際して必要な事項は、HTC/FTC 制度小委員会が定める。

附則

（施行期日）

1. 本細則は 2019 年 6 月 17 日より施行する。

＊本細則は、遺伝性腫瘍コーディネーターの「称号」を「認定資格」へ移行することに伴い、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度細則（2011 年 5 月 27 日施行）をもとに作成し、2019 年 6 月 13 日承認を得たものである。

2. 本規則は 2021 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

本規則は 2023 年 6 月 15 日に改定し、同日より施行する。